

姫路少年刑務所・播磨社会復帰促進センター 見学記

姫路少年刑務所

刑事拘禁制度改革実現本部委員
大辻 寛人 (59期)

姫路少年刑務所は、JR 姫路駅の北西、自動車で10分程行った市街地にある。東には国宝姫路城を望むことができる。戦時に空襲で全焼し、姫路城の東側にあった陸軍の施設を解体し、戦後に古材を使って再建したという。平成元年から改築工事が始まり、平成18年に完成された。

1 収容者について

少年刑務所という名を冠しているが、見学時現在、少年受刑者(JB)は在監していなかった。同所は、34歳未満の者で、かつ暴力団員でない者を受け入れ対象としているが、26歳未満の若年受刑者が大半であるという。受刑者の平均年齢は、24.6歳だった。

収容定員は399人であるが、平成20年9月19日現在で、459名と、115%の過剰収容状態にあった。

受刑者の罪名としては、多い順に、窃盗(35.2%)、覚せい剤・麻薬(13.9%)、強盗・同致死傷(18.4%)、傷害・同致死(8.9%)となっている。粗暴犯の割合が多いのが、若年受刑者の特徴であるという。薬物事犯については、91%が再犯者とのことである。

受刑者の平均刑期は4年1月であった。事情を秘して入所し、のちに暴力団員と判明した者が285名いるという。

中卒及び高校中退者が93.1%を占める。知能に問題がある者は少なく、少年院送致の後、そのまま就職するケースが多いという。

2 受刑者の処遇について

受刑者に対する処遇は、刑務作業、改善指導、教科指導を3本柱としている。



後列右から2番目が筆者

刑務作業については、木工(玩具、架台、遊具、パレット等)、姫路独楽などの伝統工芸の作成などを中心とした一般作業の他、OA、木工、ビルハウスクリーニング、溶接等の免許や資格を取得させるための職業訓練なども実施しているという。

改善指導については、自己評価、面接指導、ビデオ教材、運動会、通信教育などを中心とした一般改善指導の他、ダルクなどの民間自助団体の協力を得て行う薬物依存改善指導、暴力団、交通安全、就労支援などの特別改善指導を行っている。

教科指導については、補習教科指導、高校卒業程度認定試験合格を目指した特別教科指導などを行っている。

3 医療について

医療スタッフは、常勤医師1名(循環器内科)、准看護師2名、非常勤の薬剤師1名となっている。常勤医師で対応できない場合には、精神科医、歯科医、眼科医などを招聘して治療を行っている。必要があれば、外部医師や医療刑務所において診断を行っているという。

* * *

若年受刑者が多い分、感情的になり、同房者との口論などに発展する件数も多いという。過剰収容によるストレスもそのような状況を作り出しているといえる。早期の改善を望むところである。

刑事拘禁制度改革実現本部の担当理事者の森田副会長と代表8名及び事務局職員1名で、2008年9月19日、午前は姫路少年刑務所、午後は播磨社会復帰促進センターを見学した。

播磨社会復帰促進センター

人権擁護委員会委員
古本 晴英 (50期)



播磨社会復帰促進センター（以下「播磨センター」という）は、平成19年4月1日に誕生した運営面についてのみPFI方式を採用した新しい刑務所である。PFI方式第1号の美祢社会復帰促進センター（山口県）は、施設・設備の建設、設置も含めて民間に委託しているのに対して、播磨センターは、運営面のみを民間委託している。これは、播磨センターは、国家予算で庁舎新営工事が着工した（平成17年）後に、PFI方式の導入が決定した（平成18年）という事情がある。

収容定員は1000名。一般収容棟のほか、精神疾患・知的障害を有するものに対応した特化ユニット（定員120名）が設けられている。一般収容者として、開設時には、全国の刑務所から、犯罪傾向が進んでいない26歳以上の男子で（A級），“集団生活に順応できること”という特別な要件に当てはまる者が選抜されて、収容された。

見学させていただいた内部は、さほど通常の刑務所と異なる雰囲気を持ってはいない。確かに、モニタ監視をする者や調理指導をする者、あるいは運動場を巡視している者は、看守とは制服が異なり、民間会社の警備員等であることがわかる。警備員は、受刑者に対し、指示、指導はできず、基本的には見ているだけである。モニタ監視する設備は民間会社が設置したもので、最新鋭の設備のようであるが、新設刑務所であれば当然想定できる範囲のものである。

見学時の収容人員は917名。過剰人員が問題となる他の刑務所と比べ余裕がある。新設された刑務所ゆえ、未だ定員に満たないのかと思いきや、委託先企業との間の業務委託契約において、厳格に定員が記載されており、定員を超えると違約金が生じるという歯止めがあるからだそうだ。

収容者にとっては思わぬPFIの効果といえようか。

播磨センターの特徴は、グループワークを重視した各種教育プログラムの実施や、特色ある教育訓練に力を入れているところである。毎週水曜日が教育プログラム実施の日 に当てられ、グループワークができるように集会場を多く設けることができるなど、施設面でも工夫がなされている。就労支援については、外部のNPO 法人と協同して、社会復帰、生活支援等を行う予定となっている。こちらについては出所者がまだ少ないため、十分な実績が明らかになっているものではない。

運営面の一部についてのみ民間に委託する方式であれば、どこかの刑務所でもすぐにでも着手できる、というのが見学した感想である。例えば、現状の運用を見ても、多くの刑務所では、物品の販売については、一部業務を矯正協会に業務委託していると見ることもできる。これが調理指導面、営繕作業、警備面などに徐々に委託分野を広げていけば、播磨センター方式になる。

そういう意味では、播磨センターでは医療分野についての民間委託が進んでいないのが大変残念である。播磨センターでは、健康診断についてのみ民間業者に委託をしており、日常の医療措置については、医師2名を中心にした医療関連スタッフ9名で対応しているとのことである。先の刑務所改革で置き去りにされた刑務所における医療面の不備については、法務省所轄の医療という限界が指摘されているが、民間委託はその突破口になりうる。この点では、市立病院の併設という美祢社会復帰促進センターの前例があったにも拘わらず、民間委託できなかった播磨センターの現状には大いに不満が残る。今後の動向に期待したい。